

○入札及び契約情報

1 入札情報

工事の名称	推工第7号 厩舎馬道整備工事
契約方法	一般競争入札
資格要件	1. 単体にて入札に参加する者に必要な資格は、次のとおり。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。)第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(土木工事業)に登載され、Aランク総合点数930点以上の者であること。 (3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成13年4月1日工検第12号)又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置(以下「参加資格停止措置」という。)を、申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。 (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の特定又は一般(土木工事業)の許可を受けており、かつ申請期限日までに5年以上の営業若しくは同等の実績があること。 (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。 ①資本関係 以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。 ア 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合 イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ②人的関係 以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64

条の管財人をいう。)を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)は、申請期限日以前に3カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(7) 監理技術者及び特例監理技術者にあつては、建設業法第3条の特定又は一般(土木工事業)の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること(ただし、元請工事における下請合計金額が5,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)の場合のみとする。)

(8) 特例監理技術者を配置する場合は、以下のアからウの要件を満たさなければならない。

ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 平成22年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。

・建設業法で規定する土木一式工事で、完成引渡しの済んでいる道路における函渠工(水路・下水道・共同溝を除く)を含む8,000万円以上の施工実績があること

(10) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準(ア及びイ)を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和8年1月10日)には、主任技術者及び監理技術者にあつては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者補佐を専任で配置すること。

ア 1級土木施工管理技士あるいは2級土木施工管理技士(土木)又は技術士(建設部門)、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成22年度以降申請期限日までに、完成引渡しの済んでいる建設業法で規定する土木一式工

事において、元請負として工事費が 5,500 万円以上の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

※ただし、請負代金が 4,500 万円未満の場合は専任を求めないものとする。

(11) 岐阜県内に本店が所在すること。

2. 共同企業体にて入札に参加する場合、結成は 2 者の構成員による自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおり。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(土木工事業)に登載され、A ランク 930 点以上の者であること。
- (3) 参加資格停止措置を、申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条の特定又は一般(土木工事業)の許可を受けており、かつ申請期限日までに 5 年以上の営業若しくは同等の実績があること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。)第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社(会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法第 67 条の管財人及び民事再生法第 64 条の管財人をいう。)を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）は、申請期限日以前に3カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(7) 監理技術者及び特例監理技術者にあつては、建設業法第3条の特定又は一般（土木工事業）の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること（ただし、元請工事における下請合計金額が5,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）の場合のみとする。）。

(8) 特例監理技術者を配置する場合は、以下のアからウの要件を満たさなければならない。

ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）は平成22年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。

・建設業法で規定する土木一式工事で、完成引渡しの済んでいる道路における函渠工（水路・下水道・共同溝を除く）を含む8,000万円以上の施工実績があること。

(10) 本工事に従事する代表構成員の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和8年1月10日）には、主任技術者及び監理技術者にあつては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者補佐を専任で配置すること。

ア 1級土木施工管理技士あるいは2級土木施工管理技士（土木）又は技術士（建設部門）、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

	イ 平成 22 年度以降申請期限日までに、完成引渡しの済んでいる建設業法で規定する土木一式工事において、元請負として工事費が 5,500 万円以上の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。 ※ただし、請負代金が 4,500 万円未満の場合は専任を求めないものとする。 (11) 共同企業体の構成員のうち 1 者は、岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている本店を県内に有する者であること。 (12) 構成員の出資比率は 40%以上であること。		
落札価格	149,600,000 円		
入札者の商号又は名称	第 1 回入札金額	摘 要	備 考
市川・加藤特定建設工事共同企業体	136,000,000	落札	

2 契約情報

工事の名称	推工第 7 号 厩舎馬道整備工事
施工（履行）場所	岐阜県羽島郡笠松町円城寺及び岐南町薬師寺 地先
契約業者名	市川・加藤特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社 市川工務店
契約業者住所	岐阜県岐阜市鹿島町 6 丁目 2 7 番地
施工（履行）期間	令和 7 年 1 0 月 2 4 日～令和 8 年 3 月 2 7 日
契約金額（税込み）	149,600,000 円
種別及び概要	土 木 一 式 工 事 函 渠 工 事：プレキャストボックスカルバート 2 基 鋼管既製杭 12 本 等 道 路 工 事：アスファルト舗装 法面整形